

武蔵野市公共サインガイドライン 概要版

1 公共サインガイドラインの目的と位置付け

1) 策定の目的

「どこでも、誰もが、移動（利用）しやすく、わかりやすい」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市内の公共空間に設置される歩行者用の公共サインの統一性を図ることを目的し、本ガイドラインを策定するものです。

2) 位置付け

本ガイドラインは、歩行者用の案内サイン・誘導サイン・位置サインについての整備基準を定め、今後、市をはじめとした各主体が公共サインを整備（新設・更新）する際には、整備基準に「準拠」又は「参照」することにより、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき統一されたサインに誘導していかうとするものです。

2 公共サイン整備基準の適用範囲（※写真は全て現況のサイン。これらの統一を図る。）

1) 整備基準に準拠するサイン

道路管理者（市）や市立施設の管理者が、案内サイン・誘導サイン・位置サインを新設、更新する際には、整備基準に準拠したうえで設置することとします。



市が設置する案内サイン



市が設置する誘導サイン



市が設置する位置サイン

2) 整備基準を参照するサイン

誰もが見やすくわかりやすいように、文字の書体や大きさ、色彩やピクトグラム等、どのサインにも共通して配慮すべき事項については、整備基準を参照したうえで設置することとします。



住居表示街区案内板



公共建築物内に設置されているサイン



路上禁煙MAP（規制サイン）

3) 整備基準の適用を除外するサイン

車（自転車を含む）利用者を対象としたサイン、法令、標識令に基づくサインは適用除外とします。



車利用者を対象としたサイン



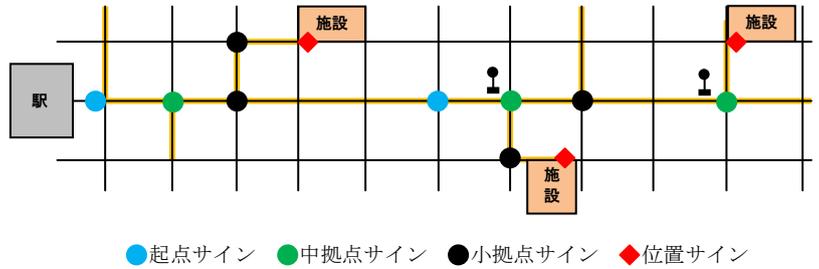
道路標識令に基づくサイン



住居表示に関する法律に基づくサイン
（街区表示板）

3 サインシステム

各公共施設までの的確に案内・誘導するために、市内3駅及び主要分岐点を起点（1km 毎）として、主要なバス停や交差点付近を中拠点、施設経路上の分岐点を小拠点として、サインを設置する必要があります。

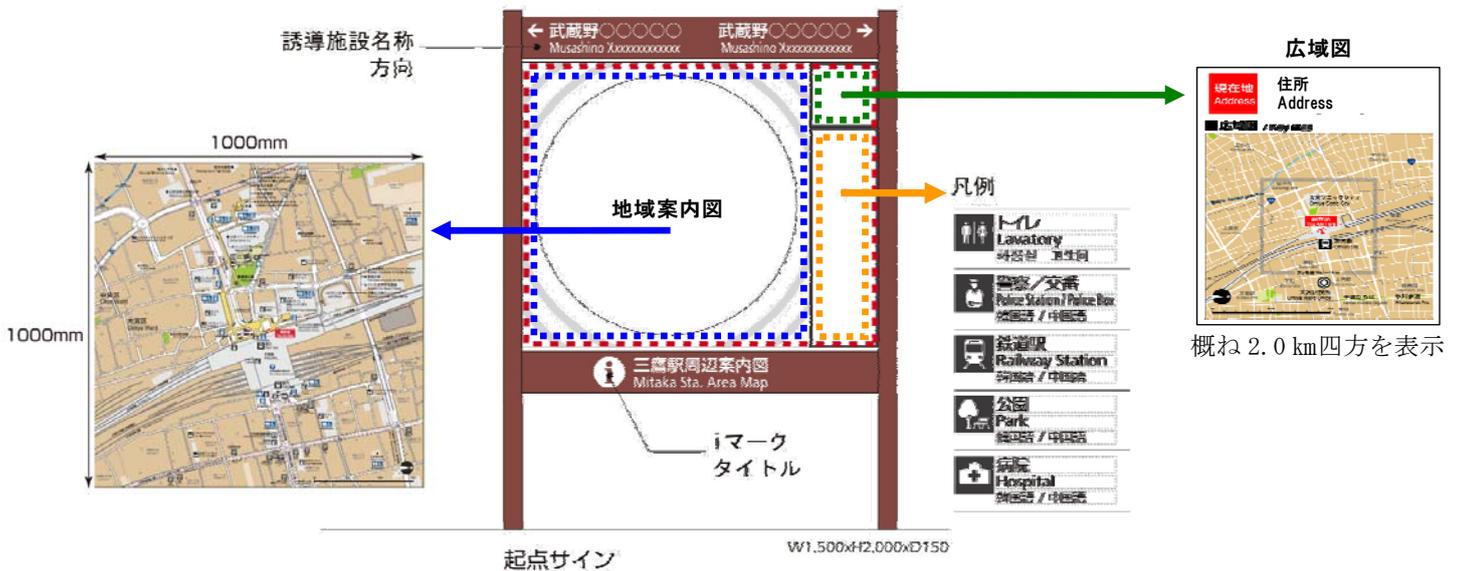


施設のの前には、目的地に到着したことがわかるように位置サインを設置します。また、配置にあたっては、三鷹駅周辺は駅から離れた施設が多くバス利用が多いことなど、地域特性も踏まえることとします。

4 デザイン基準

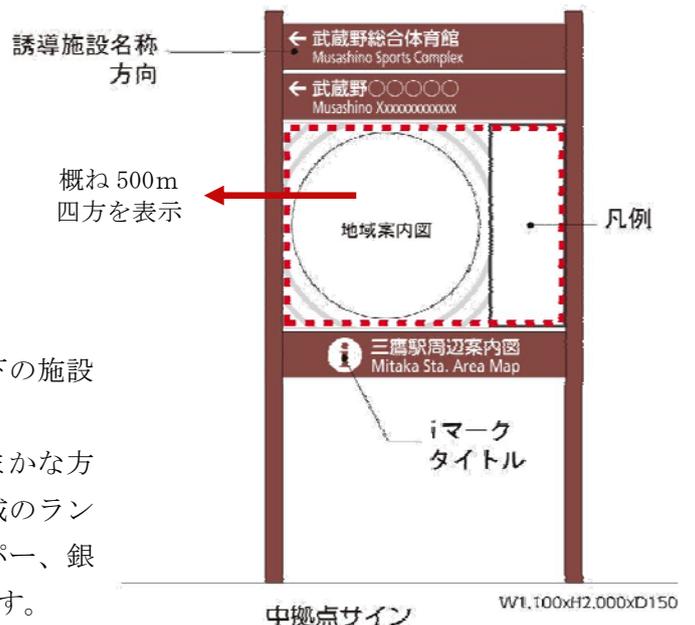
1) 案内サイン（起点サイン）

鉄道駅の駅前広場など人の行動の起点となる場所に、総合的な案内・誘導を目的とした案内サインを設置します。概ね1km四方の範囲を表示した地域案内図を主地図とし、概ね2km四方の範囲の広域図も表示します。また、徒歩圏内にある公共施設への誘導機能も加わったサインです。



2) 案内サイン（中拠点サイン）

主要交差点やバス停留所付近などの中拠点となる場所に、目的の施設までの経路上の情報を載せた案内サインを設置します。概ね500m四方の範囲を表示した地域案内図と、徒歩圏内にある公共施設への誘導機能が一体となったサインです。



< 案内サイン（地域案内図）に記載する施設 >

案内サイン（地域案内図）には、基本的に以下の施設を記載することとします。

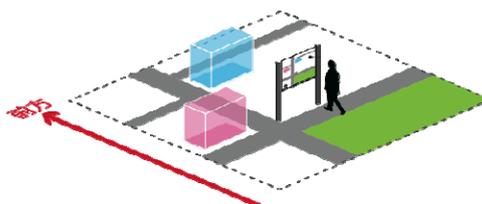
案内サインは、駅などの行動起点において大まかな方向や距離を確認するためのものであるため、地域のランドマークとなる商業施設（百貨店、大規模スーパー、銀行等）についても案内図上に記載することとします。

- 案内所／公共施設／交通施設／福祉関係施設／医療・保健衛生施設／文化・学習・スポーツ施設／教育施設／公園・観光名所／商業施設／広域避難場所／コミュニティセンター／公衆トイレ

< 案内サイン（起点・中拠点サイン）設置時に配慮する事項 >

①案内図の表示向き

移動方向を伝えやすくするため、利用者から見た方向と地図の向きを合わせます。



<地図：拡大図>



②設置高さ

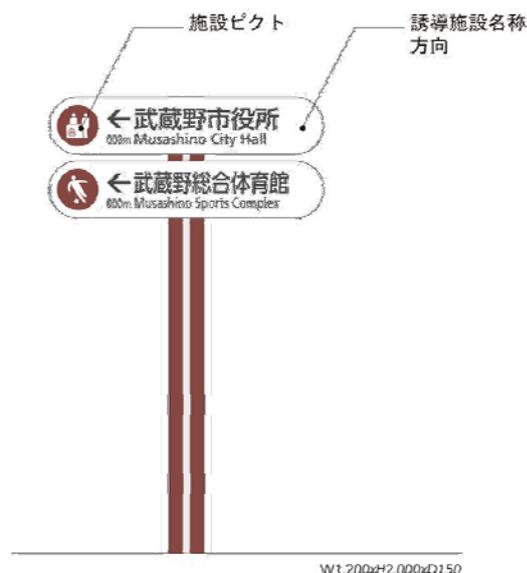
車いす使用者の地図上部の見やすさに配慮し、板中心を下から1,250mmとし、近づいて見ることができるよう、サイン本体の足元やその周辺に障害物等がないように配慮します。

③設置位置

歩行者から見て良好な視認性が確保でき、通行の支障にならない場所、かつ自動車利用者の視界を妨げない場所を選定します。

3) 誘導サイン（小拠点サイン）

目的の施設に向かう歩行動線上の分岐点となる場所に、誘導サインを設置します。矢印を用いて方向を示すとともに、ピクトグラム（図記号）や施設までの距離を併記します。また、施設名称には英語表記も加えます。



< 誘導サイン（矢印・矢羽等）を用いて誘導を行う施設 >

不特定多数の利用者が見込まれる施設及び移動困難者の利用が見込まれる施設（下記施設）について、誘導サインによる誘導を行うこととします。

なお、案内サインの表示と異なり、商業施設等の民間施設については、誘導は行いません。

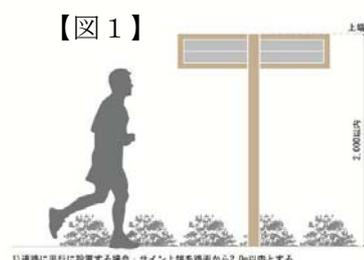
案内所／公共施設／医療・保健衛生施設／交通施設／文化・学習・スポーツ施設／公園・観光名所
／広域避難場所／コミュニティセンター／公衆トイレ／大学／福祉関係施設／バリアフリー施設

< 誘導サイン（小拠点サイン）設置時に配慮する事項 >

①設置高さ

基本的には、道路対して並行に設置することとします。設置高さは、道路占用許可基準に基づきサイン上端を路面より2,000mm以内とします。（【図1】のとおり）

一方、やむを得ず歩道空間上部に張り出さなければいけない場合は、歩道の建築限界2,500mm以上を確保するようにします。（【図2】のとおり）



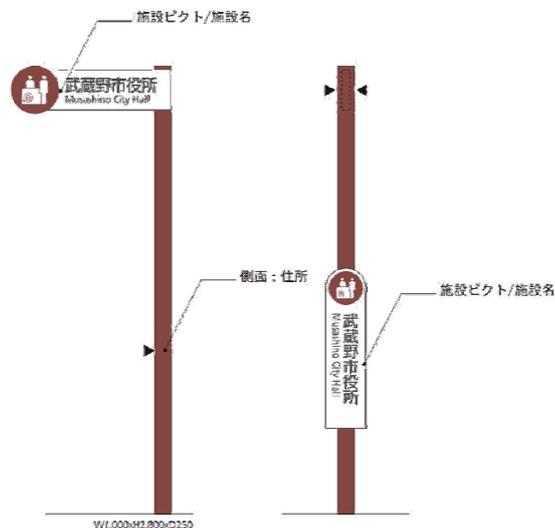
②設置位置

誘導経路上において、利用者が遠距離から見た場合の視認性を考慮するとともに、通行の支障にならない歩道に設置することを原則としますが、歩道幅員等により設置が難しい場合は、視認性を確保できる民有地や建物の壁面に設置することとします。また、サインが乱立しないよう既設サインの表示内容が統合可能な場合には集約化を図るなどの検討が必要です。

4) 位置サイン

位置サインとは、案内・誘導が必要な公共施設の施設敷地内や施設壁面等に施設名を掲示することで、目的地に到着したことを示すためのサインです。

現状では建物のコンセプトや意匠にあったサインが設置されていますが、今後は本ガイドラインにしたがった共通のデザインに基づくサインの設置が必要です。



5 公共サインの設置主体

サイン設置主体について、以下のとおり整理しました。

種別	設置位置	設置主体
案内サイン (起点・中拠点サイン)	道路上	道路管理者（市）、市立施設の管理者
	外柵、敷地内等	市立施設の管理者
	駅前広場内	市（まちづくり推進課）
誘導サイン (小拠点サイン)	道路上	道路管理者（市）、市立施設の管理者
	外柵、敷地内等	市立施設の管理者
位置サイン	道路上から視認できる施設敷地内	市立施設の管理者

6 公共サインの維持・管理手法

1) 公共サイン管理台帳の作成

市（まちづくり推進課）は、本ガイドライン策定時に調査した公共サインカルテを基礎データとし、ガイドラインに準拠すべき公共施設サインについての管理台帳を作成するものとします。

2) サインを設置する際の手続きについて

①本ガイドラインに準拠すべきサインを新設、改修する場合

a. サイン設置届の提出

サイン設置主体は、事前に市（まちづくり推進課）へ届出書の提出を必要とし、ガイドラインに準拠させるため、市（まちづくり推進課）と事前協議を行うこととします。

b. サイン設置報告書の提出

サイン設置主体は、サインを設置した後、すみやかに設置報告書を市（まちづくり推進課）へ提出し、市（まちづくり推進課）はサイン管理台帳を更新します。

②本ガイドラインを参照すべきサインを設置する場合（市が設置するものに限る）

サイン設置者は、サインを新設・改修する際にはできる限り、市（まちづくり推進課）に事前相談をすることとします。

3) サイン本体の点検、メンテナンスについて

すべてのサインの設置主体が、各々で点検・修繕を定期的に行うことが望まれますが、特に本ガイドラインを準拠するとしたサインについては、毎年定期点検を実施するとともに、点検の結果、必要がある場合は修繕を実施することとします。

また、点検、修繕終了後には、点検済シート、修繕済シートを市（まちづくり推進課）に提出し、サイン台帳とともに管理することとします。